

平成 18 年 9 月 8 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 21 号

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の 会計処理に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

平成 17 年 8 月 1 日から施行されている有限責任事業組合契約に関する法律により有限責任事業組合が定められ、また、平成 18 年 5 月 1 日から施行されている会社法では、新たに合同会社に関する規定が設けられました。

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、これらに対する出資者の会計処理について、実務上の取扱いを検討してまいりました。今般、平成 18 年 9 月 1 日の第 112 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 18 年 1 月 27 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 目的

有限責任事業組合や合同会社への出資の会計処理は、他の事業体への出資と同様に、企業会計審議会から公表された「連結財務諸表原則」や当委員会が公表した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づいて行われることを明確にした。

■ 有限責任事業組合に対する出資者の会計処理

➤ 個別財務諸表上の取扱い

有限責任事業組合への出資は、民法上の組合等への出資と同様に、有限責任事業組合の財産の持分相当額を出資金（証券取引法（金融商品取引法施行後は同法）に基づいて有価証券とみなされる場合については有価証券）として計上し、当該有限責任事業組合の営業により獲得した損益の持分相当額を、有限責任の範囲内で、当期の損益として計上する。

ただし、他の組合等への出資と同様に、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮し、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債等として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理することも考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められる。

➤ 連結財務諸表上の取扱い

有限責任事業組合についても民法上の組合等と同様に、子会社及び関連会社の範囲に含まれる事業体に該当する。また、出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている場合でも、子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準又は影響力基準によって判定する。

なお、有限責任事業組合の組成が、独立企業要件、契約要件、対価要件及びその他の支配要件のすべてを満たし、当該有限責任事業組合が共同支配企業に該当する場合、当該組合に対する共同支配投資企業は、持分法に準じた処理方法を適用する。

■ 合同会社に対する出資者の会計処理

➤ 個別財務諸表上の取扱い

合同会社への出資については、有価証券として取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該合同会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、当該評価差額は当期の損失として処理（減損処理）する。

➤ 連結財務諸表上の取扱い

合同会社が、子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準又は影響力基準によって判定する。

なお、合同会社への出資が共同支配企業の形成に該当する場合、当該合同会社に対

する共同支配投資企業は、持分法に準じた処理方法を適用する。

■ **適用時期**

本実務対応報告は、公表日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間並びに連結会計年度及び事業年度から適用する。

以 上